

障害者総合支援法に基づく行政処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく監査を実施した結果、訓練等給付費の不正請求及び不正又は著しく不当な行為があったことから、同法の規定に基づく行政処分を行った。

1 行政処分の対象

【開設者】

法人名 一般社団法人えがお工房8
所在地 金沢市桂町口272番地
代表者 代表理事 木下 朗

【事業所】

事業所名 えがお工房8クリーン
所在地 金沢市長田2丁目26番6号
サービス種類 就労継続支援A型
指定年月日 平成26年10月1日

2 行政処分の内容

事業所に係る指定の一部効力の停止

（令和2年12月11日から令和3年3月10日まで（3か月）の新規利用者の受入停止）

3 処分の事由

（1）障害者総合支援法第50条第1項第5号違反（訓練等給付費の不正請求）

事業所の利用者が、事業所施設内において就労していたにもかかわらず、施設外就労したとして、平成30年11月から令和元年10月までの間、延べ44日分の施設外就労加算44,000円を不正に請求し受領した。

（2）障害者総合支援法第50条第1項第10号違反（不正又は著しく不当な行為）

平成30年11月から令和元年10月までの間、実際には施設外就労していない利用者が施設外就労したとして、虚偽の施設外就労実施報告書を作成し、市に提出した。